

---

# 千葉県労働委員会年報

(令和2年)

---

千葉県労働委員会事務局

# 目 次

第1章 労働委員会の構成	1
1 労働委員会	1
2 委員	1
3 あっせん員候補者	4
4 事務局	5
第2章 労働委員会の活動	6
第1節 労働争議の調整	6
1 概 要	6
(1) 概 況	6
(2) 新規申請状況	6
(3) 終結状況	6
2 調整事件の処理状況一覧	14
3 労働争議の実情調査	16
(1) 概 要	16
(2) 争議予告件数	17
第2節 個別的労使紛争のあっせん	18
1 概 要	18
(1) 概 況	18
(2) 新規申請状況	18
(3) 終結状況	18
2 個別的労使紛争あっせんの処理状況一覧	26
第3節 不当労働行為事件の審査	28
1 概 要	28
(1) 不当労働行為事件の取扱件数	28
(2) 終結事件の平均処理日数	29
2 不当労働行為事件一覧	30
第4節 再審査・行政訴訟事件	31
1 再審査事件概要	31
2 行政訴訟事件概要	31
(1) 係属事件	31
(2) 緊急命令申立事件	32
3 確定命令不履行通知	33
4 再審査・行政訴訟一覧	33

第5節	労働組合の資格審査	34
第6節	無料労働相談会	35
1	概要	35
2	実施状況	35
第7節	会議	36
1	概要	36
2	総会	36
3	公益委員会議	42
4	連絡協議会及び連絡会議	44
参 考	取扱事件数	46
	・労働争議調整事件	46
	・個別的労使紛争のあつせん事件	48
	・不当労働行為事件	49

# 第1章 労働委員会の構成

## 1 労働委員会

千葉県労働委員会は、労働組合法第19条の12第1項及び地方自治法第180条の5第2項第2号の規定により、都道府県の執行機関として設置されている行政委員会であり、労働組合法第20条の規定による権限を有し、労使間の紛争処理を主たる業務とする専門機関である。

その構成は、公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員の三者からなり、委員の数は、本県の場合それぞれ5名ずつの総数15名である。

なお、委員の任命は、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者・労働者委員の同意を得て、知事が任命し、委員の任期は2年である。

労働委員会には、労働組合法、労働関係調整法等に定められた目的を達成するため、準司法的機能（審査・判定機能）と調整機能があり、前者は、不当労働行為の審査や労働組合の資格審査等を行う機能であり、後者は、労働争議のあっせん、調停、仲裁を行う機能である。

これらに加えて、知事の委任により個別的労使紛争のあっせんを行い、労働者個人と使用者の間で生じた紛争を調整する機能も有している。

これらの機能により、労働委員会は、使用者による不当労働行為があった場合に労働者を救済する役割と、労使紛争の自主解決が困難な場合に紛争の解決を手助けする役割を果たしているところである。

## 2 委員

第47期委員は、平成30年7月20日付けで任命され、任期は令和2年7月19日までであった。

第48期委員は、令和2年7月20日付けで任命され、任期は令和4年7月19日までである。

名簿は、次のとおりである。

## 第47期委員

令和2年7月19日現在

### 公益委員

氏名	職業	主な経歴
◎船越豊	弁護士	千葉県弁護士会副会長
○村上典子	弁護士	千葉県弁護士会副会長
金原恭子	千葉大学大学院社会科学研究院教授	千葉大学大学院専門法務研究科長
石井慎一	弁護士	千葉県弁護士会副会長
沼田雅之	法政大学法学部教授	大阪経済法科大学法学部准教授

(注) ◎…会長、○…会長代理

### 労働者委員

山崎英世	東京電力労働組合 千葉地区本部執行委員長	東京電力労働組合 千葉総支部執行委員長
本原康雄	千葉県労働組合連合会議長	千葉県労働組合連合会事務局長
森康浩	日立化成労働組合五井支部 特別執行委員	電機連合関東ブロック議長
平野盛士	JFEスチール千葉労働組合 執行委員長	JFEスチール千葉労働組合書記長
小谷裕	日本労働組合総連合会 千葉県連合会会長	日本基幹産業労働組合連合会 千葉県本部委員長

### 使用者委員

渡部茂樹	一般社団法人千葉県経営者協会 専務理事	社団法人千葉県経営者協会 事務局 局長
金田榮弘	JFE東日本ジーエス株式会社 顧問	川鉄建材株式会社 常務取締役
熱田正之	元株式会社千葉興業銀行 常任監査役	ユアサフナシヨク株式会社 監査役
天野克美	キッコーマンビジネスサービス 株式会社代表取締役社長	キッコーマン株式会社代表取締役 専務執行役員 C H O
松村修	京成建設株式会社 相談役	京成建設株式会社 代表取締役会長

## 第48期委員

令和2年12月31日現在

### 公益委員

氏 名	職 業	主な経歴
◎船越 豊	弁 護 士	千葉県弁護士会副会長
○村上 典子	弁 護 士	千葉県弁護士会副会長
金原 恭子	千葉大学大学院社会科学研究院 教 授	千葉大学大学院専門法務研究科長
石井 慎一	弁 護 士	千葉県弁護士会副会長
沼田 雅之	法政大学法学部教授	大阪経済法科大学法学部准教授

(注) ◎…会長、○…会長代理

### 労働者委員

山崎 英世	東京電力労働組合 千葉地区本部執行委員長	東京電力労働組合 千葉総支部執行委員長
平野 盛士	JFEスチール千葉労働組合 執 行 委 員 長	JFE スチール千葉労働組合書記長
小谷 裕	日本労働組合総連合会 千葉県連合会会長	日本基幹産業労働組合連合会 千葉県本部委員長
太田 徳彦	不二サッシユニオン千葉支部 執 行 委 員 長	不二サッシユニオン千葉支部 副 執 行 委 員 長
海老原 秀典	千葉土建一般労働組合書記次長	千葉土建一般労働組合本部 中央常任執行委員

### 使用者委員

渡部 茂樹	一般社団法人千葉県経営者協会 専 務 理 事	社団法人千葉県経営者協会 事 務 局 長
熱田 正之	元株式会社千葉興業銀行 常 任 監 査 役	ユアサフナシヨク株式会社 監 査 役
天野 克美	キッコーマンビジネスサービス 株式会社代表取締役社長	キッコーマン株式会社代表取締役 専務執行役員 C H O
酒寄 博司	関東鉄道株式会社相談役	関東鉄道株式会社 取 締 役 会 長
平川 宏	JFE ライフ株式会社常務取締役	J F E ラ イ フ 株 式 会 社 取 締 役

### 3 あっせん員候補者

労働関係調整法第10条及び第11条の規定により、労働委員会は、労働争議の解決に援助を与えることができる学識経験者をあっせん員候補者として委嘱することとされており、当委員会では、現職委員、事務局長、事務局次長、審査調整課長及び副課長の職にある者をあっせん員候補者として委嘱している。

令和2年（12月末現在）のあっせん員候補者は、次のとおりである。

#### あっせん員候補者

令和2年12月31日現在

氏名	職名	備考
船越 豊	労働委員会 公益委員	H26. 7. 24 委嘱
村上 典子	〃 〃	H24. 7. 24 委嘱
金原 恭子	〃 〃	〃
石井 慎一	〃 〃	H30. 7. 23 委嘱
沼田 雅之	〃 〃	〃
山崎 英世	〃 労働者委員	H27. 9. 14 委嘱
平野 盛士	〃 〃	H28. 7. 20 委嘱
小谷 裕	〃 〃	H30. 7. 23 委嘱
太田 徳彦	〃 〃	R2. 7. 20 委嘱
海老原 秀典	〃 〃	〃
渡部 茂樹	〃 使用者委員	H30. 7. 23 委嘱
熱田 正之	〃 〃	H24. 7. 24 委嘱
天野 克美	〃 〃	H30. 7. 23 委嘱
酒寄 博司	〃 〃	R2. 7. 20 委嘱
平川 宏	〃 〃	〃
松本 貴	労働委員会 事務局長	R2. 5. 29 委嘱
櫻井 和明	〃 事務局次長	〃
石黒 真平	〃 事務局審査調整課長	〃
伊藤 正文	〃 〃 審査調整課副課長	H31. 4. 9 委嘱

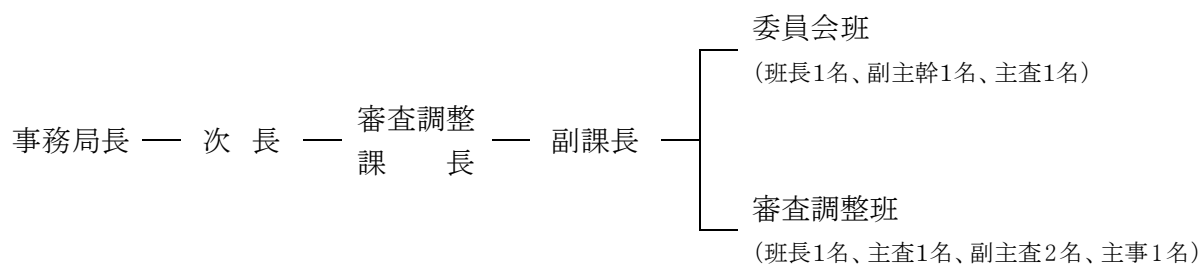
#### 4 事務局

事務局は、労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の11第1項及び同法施行令第25条の規定により、労働委員会の事務を処理するために設けられ、その内部組織は、会長の同意を得て都道府県知事が定めることとされている。

事務局の組織は、審査調整課(委員会班、審査調整班)の1課2班であり、所掌事務は千葉県労働委員会事務局組織規則によって、また、事務処理に関しては千葉県労働委員会事務局処務規程によってそれぞれ定められている。

なお、令和2年12月末の職員数は12名となっている。

(組織図)





## 第2章 労働委員会の活動

### 第1節 労働争議の調整

#### 1 概要

##### (1) 概況

令和2年中の調整事件の件数は、新規申請の7件で、そのうち6件が終結し、1件は翌年へ繰越しとなった。(第1表)

##### (2) 新規申請状況

###### ア 申請者別

新規申請の7件は、5件が組合からの申請、2件が使用者からの申請であった。(うち合同労組※の案件は3件)

※企業の枠を超えて一定の地域で組織され、個人で加入できる組合のこと。

###### イ 申請月別

申請月別にみると、3月及び9月が各2件、7月、8月及び10月が各1件であった。(第2表)

###### ウ 企業規模別

企業規模別にみると、従業員20人以上49人以下が1件、50人以上99人以下が1件、100人以上299人以下が1件、300人以上が4件となっている。(第3表)

###### エ 業種別

業種別にみると、「教育、学習支援業」が4件、「建設業」、「運輸業、郵便業」及び「医療、福祉」が各1件となっている。(第4表)

###### オ 調整事項別

調整事項別にみると、「その他賃金に関するもの」に関するものが3件、「組合承認・組合活動」、「諸手当」及び「団交促進」に関するものが各2件、「協約締結・全面改訂」、「解雇・休業手当」、「労働時間」、「配置転換」に関するものなど9事項が各1件となっている。(第5表)

##### (3) 終結状況

###### ア 終結形態別

終結状況を形態別にみると、解決が2件、打切りが3件、取下げが1件となっている。(第6表)

###### イ 業種別

終結状況を業種別にみると、「教育、学習支援業」が3件、「建設業」、「運輸業、郵便業」及び「医療、福祉」が各1件となっている。(第7表)

###### ウ 調整事項別

終結状況を調整事項別にみると、「その他賃金に関するもの」に関するものが3件、「組合承認・組合活動」、「協約締結・全面改訂」、「諸手当」、「解雇・休業手当」、「配置転換」、「団交促進」に関するものなど10事項が各1件となっている。(第8表)

エ 係属日数別

終結した6件の係属日数については、最短24日、最長126日であり、平均係属日数は63.8日であった。(第9表)

第1表 調整事件取扱状況

(単位：件、%)

区分	年	30年		元年		2年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
前年からの繰越し		1	33.3	—	—	—	—
新規申請		2	66.7	1	100.0	7	100.0
計		3	100.0	1	100.0	7	100.0
終結件数		3	100.0	1	100.0	6	85.7
翌年への繰越し		0	0	0	0	1	14.3

第2表 月別新規申請状況

(単位：件)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
30年				1					1				2
元年			1										1
2年			2				1	1	2	1			7
計	0	0	3	1	0	0	1	1	3	1	0	0	10

第3表 企業規模別新規申請状況

(単位：件、%)

企業規模 (人)	年	30年		元年		2年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
1~9							
10~19							
20~49				1	100.0	1	14.3
50~99						1	14.3
100~299		1	50.0			1	14.3
300以上		1	50.0			4	57.1
合計		2	100.0	1	100.0	7	100.0

第4表 業種別新規申請状況

(単位:件)

業種	年	30年	元年	2年
建設業				1
運輸業、郵便業			1	1
教育、学習支援業				4
医療、福祉		1		1
サービス業		1		
合 計		2	1	7

(注) ・該当する業種のみ掲載

第5表 調整事項別新規申請状況

(単位:件)

調整事項		年	30年	元年	2年
組合承認・組合活動					2
協約締結・全面改訂					1
協約効力・解釈					1
賃金等	賃金増額		1		
	一時金		1		
	諸手当		1		2
	その他賃金に関するもの			1	3
	退職一時金・年金				
	解雇・休業手当				1
	小計		3	1	6
給与以外	労働時間				1
	休日・休暇				1
	作業方法の変更				
	定年制				
	その他の労働条件				
	小計		0	0	2
経営又は人事	事業休廃止・事業縮小		1		
	企業合併・事業譲渡				
	人員整理				
	配置転換		1		1
	解雇				
	その他の経営人事				1
	小計		2	0	2
福利厚生					1
団交促進			1		2
事前協議制					
その他					1
合 計			6	1	18

(注)・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第6表 調整事件終結状況

(単位:件)

	取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
	前年からの 繰越し	新規 申請	計	解決	打ち切り	取下げ	不開始	計	
30年	1	2	3	2	1			3	0
元年	—	1	1	1				1	0
2年	—	7	7	2	3	1		6	1

第7表 業種別終結状況

(単位:件)

業種	年	30年			元年			2年					
		終結 事件数	内 訳		終結 事件数	内 訳		終結 事件数	内 訳				
			解 決	打 切 り		取 下 げ	解 決		打 切 り	取 下 げ			
建設業							1		1				
運輸業、郵便業					1	1		1	1				
教育、学習支援業								3	1	2			
医療、福祉		2	2					1		1			
複合サービス事業													
サービス業		1		1									
合 計		3	2	1	0	1	1	0	0	6	2	3	1

(注) ・該当する業種のみ掲載

第8表 調整事項別終結状況

(単位:件)

調整事項	年	30年				元年				2年			
		終結 事件数	内 訳			終結 事件数	内 訳			終結 事件数	内 訳		
			解 決	打 切 り	取 下 げ		解 決	打 切 り	取 下 げ		解 決	打 切 り	取 下 げ
組合承認・組合活動										1		1	
協約締結・全面改訂										1		1	
協約効力・解釈										1	1		
貸金等	貸金増額	1		1									
	一時金	1	1										
	諸手当	1		1						1		1	
	その他貸金に関するもの					1	1			3	1	1	1
	退職一時金・年金												
	解雇・休業手当									1			1
	小計	3	1	2	0	1	1	0	0	8	2	4	2
給与以外	労働時間												
	休日・休暇									1			1
	作業方法の変更												
	定年制												
	その他の労働条件												
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
経営又は人事	事業休廃止・事業縮小	1	1										
	企業合併・事業譲渡												
	人員整理												
	配置転換	2	2							1	1		
	解雇												
	その他の経営人事									1			1
	小計	3	3	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1
福利厚生													
団交促進		2	2						1		1		
事前協議制													
その他									1		1		
合 計		8	6	2	0	1	1	0	0	13	3	6	4

(注)・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第9表 係属日数別終結状況

(単位:件、日)

年 \ 日数	9日 以内	10日 ～19日	20日 ～29日	30日 ～39日	40日 ～49日	50日 ～59日	60日 以上	平均 係属日数
30年		2				1		28.0
元年							1	72.0
2年			2				4	63.8



## 2 調整事件の処理状況一覧

事件番号	種別	申請	業種	従業員数	組合員数	申請受付日	係属日数	調整回数	あっせん員 (指名年月日)	調整事項	終結状況
						終結日					
2 (あ) 1	あっせん	労 (合)	教育、 学習支 援業	300	70 (1)	R2.3.6	126	1	(公) 沼田 (労) 平野 (使) 渡部 (R2.3.11)	1 団体交渉時間を 2時間とすること 2 要求書への回答及 び資料の提出	打切り
						R2.7.9					
2 (あ) 2	あっせん	労	運 輸 業、郵 便業	170	2	R2.3.23	81	1	(公) 石井 (労) 森 (使) 金田 (R2.3.27)	1 賃金協定書に基づ く手当の支払い 2 社内講習の受講時 間に対する賃金の 支払い 3 所定労働時間前後 の作業に要した時 間に対する賃金の 支払い 4 有給休暇の日の賃 金計算方法の変更	解決
						R2.6.11					
2 (あ) 3	あっせん	労 (合)	建設業	25	65 (1)	R2.7.27	25	0	(公) 村上 (労) 山崎 (使) 渡部 (R2.7.28)	1 有給休暇取得 2 休日出勤手当支給 3 給与減額分支給 4 資格取得代金返還 免除	打切り (辞退)
						R2.8.20					
2 (あ) 4	あっせん	使	教育、 学習支 援業	480	30	R2.8.25			(公) 船越 (労) 平野 (使) 熱田 (R2.8.27)	1 36協定締結 2 変形労働時間制採 用 3 過去の超過勤務手 当の清算 4 慶弔規程の改正 5 団体交渉のルール の策定	翌年 へ繰 越し
2 (あ) 5	あっせん	労	教育、 学習支 援業	480	30	R2.9.11	60	2	(公) 船越 (労) 平野 (使) 熱田 (R2.9.15)	組合役員の人 事異動 の撤回	解決
						R2.11.9					

事件番号	種別	申請	業種	従業員数	組合員数	申請受付日	係属日数	調整回数	あっせん員 (指名年月日)	調整事項	終結状況
						終結日					
2 (あ) 6	あっせん	労	教育、 学習支 援業	480	30	R2.9.11	67	1	(公) 船越 (労) 平野 (使) 熱田 (R2.9.15)	不当労働行為を認め、 今後不当労働行為を 行わないことを約す る労働協約締結	打切り
						R2.11.16					
2 (あ) 7	あっせん	使 (合)	医療、 福祉	50	不明	R2.10.21	24	0	(公) 村上 (労) 山崎 (使) 天野 (R2.10.30)	1 緊急事態宣言に伴 う休業期間中にお ける休業補償を超 える賃金支払義務 の有無 2 未払い賃金の有無 3 人員体制の確保 4 保育環境の改善	取下 げ
						R2.11.13					

- (注) ・申請欄の(合)は合同労組からの申請(被申請者の場合も含む。)を示している。  
・業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し記載した。  
・組合員数欄の( )は当該事業場に係る人数を示している。

### 3 労働争議の実情調査

#### (1) 概要

令和2年中に労働関係調整法第37条に基づく公益事業の争議行為の予告通知を受け、労働委員会規則第62条の2の規定により実施した実情調査対象件数は6件（うち1件は前年からの繰越し分）であった。業種別にみると、「医療、福祉」が5件、「情報通信業」が1件であった。

なお、令和2年中に予告通知のあった事件で、実際に争議行為が行われたものは5件であった。

## (2) 争議予告件数

## ア 月別件数

(単位:件)

年 月 \ 区分	千労委へ	経由	中労委から	計
2年1月				
2月	2		17	19
3月			4	4
4月			1	1
5月			1	1
6月	1			1
7月				
8月			1	1
9月			1	1
10月	1		4	5
11月	1		6	7
12月				
計	5		35	40

## イ 年別件数

(単位:件)

年 \ 区分	千労委へ	経由	中労委から	計
30年	2	1	55	58
元年	5	1	57	63
2年	5		35	40

(注) ・「千労委へ」とは、当委員会あてに新規に通知のあったもの

- ・「経由」とは、争議行為が本県を含む2以上の都道府県に及ぶため、当委員会を経て中労委に通知されたもの

- ・「中労委から」とは、争議行為が本県にも及ぶものとして、中労委から連絡のあったもの(争議行為の予告通知は、その争議行為が2以上の都道府県にわたるものであるとき又は全国的に重要な問題に係るものであるときは、中労委に報告することになっている。)

## 第2節 個別的労使紛争のあっせん

### 1 概要

#### (1) 概況

当労働委員会では、知事からの委任を受け、平成14年1月から個別的労使紛争のあっせんを行っている。

令和2年の新規申請件数は12件で、前年からの繰越1件を含めた13件のうち、11件が年内に終結し、2件が翌年への繰越しとなった。(第1表)

#### (2) 新規申請状況

##### ア 申請者別

申請はすべて労働者からであった。

##### イ 申請月別

申請月別にみると、1月が3件、2月、4月、5月、6月及び11月が各1件、3月及び12月が各2件となっている。(第2表)

##### ウ 企業規模別

企業規模別にみると、10人以上19人以下が2件、20人以上49人以下が2件、50人以上99人以下が1件、100人以上299人以下が1件、300人以上が6件となっている。(第3表)

##### エ 業種別

業種別にみると、「医療、福祉」及び「サービス業」が各4件、「卸売業、小売業」が3件、「情報通信業」が1件となっている。(第4表)

##### オ 雇用形態別

雇用形態別にみると、正社員に関するものが6件、非正規雇用労働者に関するものが6件となっている。(第5表)

##### カ あっせんを求める事項別

あっせんを求める事項別にみると、「パワハラ・嫌がらせ」に関するものが5件、「退職」に関するものが3件、「配置転換、出向・転籍」、「復職」及び「その他経営又は人事」に関するものが各2件、「解雇」など3事項が各1件となっている。(第6表)

#### (3) 終結状況

##### ア 終結形態別

終結状況を形態別にみると、解決7件、打ち切り4件となっている。(第7表)

##### イ 業種別

終結状況を業種別にみると、「医療、福祉」及び「サービス業」が各4件、「卸売業、小売業」が2件、「情報通信業」が1件となっている。(第8表)

##### ウ 係属日数別

終結した11件の係属日数については、最短15日、最長151日であり、平均係属日数は68.5日であった。(第9表)

第1表 個別的労使紛争あっせん取扱状況

(単位：件、%)

区分	年	30年		元年		2年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
前年からの繰越し		1	7.1	9	32.1	1	7.7
新規申請		13	92.9	19	67.9	12	92.3
計		14	100.0	28	100.0	13	100.0
終結件数		5	35.7	27	96.4	11	84.6
翌年への繰越し		9	64.3	1	3.6	2	15.4

第2表 月別新規申請状況

(単位：件)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
30年	1			3							3	6	13
元年	3			1	3	3	1	1		2	4	1	19
2年	3	1	2	1	1	1					1	2	12
計	7	1	2	5	4	4	1	1	0	2	8	9	44

第3表 企業規模別新規申請状況

(単位：件、%)

企業規模（人）	年	30年		元年		2年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
1～9		1	7.7	1	5.3		
10～19		1	7.7	3	15.8	2	16.7
20～49		2	15.4	3	15.8	2	16.7
50～99		2	15.4	2	10.5	1	8.3
100～299		4	30.8	4	21.0	1	8.3
300以上		3	23.0	6	31.6	6	50.0
合計		13	100.0	19	100.0	12	100.0

第4表 業種別新規申請状況

(単位:件)

業種	年	30年	元年	2年
	農業、林業			1
建設業		1	2	
製造業		1	1	
情報通信業				1
運輸業、郵便業		1	2	
卸売業、小売業			1	3
金融業、保険業			1	
不動産業、物品賃貸業		1	1	
学術研究、専門・技術サービス業		1		
宿泊業、飲食サービス業			3	
生活関連サービス業、娯楽業		1		
教育、学習支援業		2		
医療、福祉		2	5	4
サービス業		3	2	4
合 計		13	19	12

(注) ・該当する業種のみ掲載

第5表 雇用形態別新規申請状況

(単位:件)

雇用形態	年	30年	元年	2年
正社員		7	12	6
非正規雇用労働者		6	7	6
合 計		13	19	12

(注) ・非正規雇用労働者は、アルバイト・派遣社員等を示している。



第6表 あっせんを求める事項別新規申請状況

(単位：件)

あっせんを求める事項		年				
		30年	元年	2年		
経営 又は 人事	解雇	整理解雇	1		1	
		普通解雇	2	1		
		退職強要				
		契約更新拒否・雇止め	2	2		
	配置転換、出向・転籍		1	1	2	
	復職			1	2	
	懲戒 処分	懲戒解雇				
		懲戒解雇以外懲戒処分		1		
	退職		1	5	3	
	勤務延長、再雇用					
	その他経営又は人事		1	1	2	
	賃金等	賃金未払		1	3	
		賃金増額				
賃金減額			1			
一時金			1			
退職一時金		1				
解雇手当						
休業手当			1			
諸手当						
その他賃金						
年金（企業年金・厚生年金等）						
労働 条件 等	労働契約		1	1		
	労働時間			1		
	休日・休暇		1			
	年次有給休暇					
	育児休業・介護休業					
	時間外労働					
	安全・衛生					
	福利厚生制度					
	社会保険					
	労働保険			1	1	
	その他の労働条件					
職場の 人間 関係	セクハラ					
	パワハラ・嫌がらせ		6	9	5	
その他		1		1		
合計		19	30	17		

(注)・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第7表 個別的労使紛争あっせん終結状況

	取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
	前年からの 繰越し	新規 申請	計	解決	打ち切り	取下げ	不開始	計	
30年	1	13	14	2	3			5	9
元年	9	19	28	12	14	1		27	1
2年	1	12	13	7	4			11	2

第8表 業種別終結状況

(単位:件)

業種	年	30年			元年			2年				
		終結 事件数	内 訳		終結 事件数	内 訳		終結 事件数	内 訳			
			解 決	打 切 り		取 下 げ	解 決		打 切 り	取 下 げ		
農業、林業					1		1					
建設業					3	1	1	1				
製造業					2	1	1					
情報通信業									1		1	
運輸業、郵便業		1		1	3	2	1					
卸売業、小売業					1		1		2	1	1	
金融業、保険業					1	1						
不動産業、物品賃貸業					2	1	1					
学術研究、専門・技術サービス業					1	1						
宿泊業、飲食サービス業					3		3					
生活関連サービス業、娯楽業					1		1					
教育、学習支援業		1		1	1	1						
医療、福祉					6	3	3		4	2	2	
サービス業		3	1	2	2	1	1		4	4		
合 計		5	2	3	0	27	12	14	1	11	7	4

(注) ・該当する業種のみ掲載

第9表 係属日数別終結状況

(単位:件、日)

年 \ 日数	9日 以内	10日 ～19日	20日 ～29日	30日 ～39日	40日 ～49日	50日 ～59日	60日 以上	平均 係属日数
30年			1	2			2	46.4
元年		5	7	6	1	3	5	37.0
2年		1		3	1	1	5	68.5

## 2 個別的労使紛争あっせんの処理状況一覧

事件番号	申請	業種	申請受付日	係属日数	調整回数	あっせん員 (指名年月日)	あっせんを求める事項	終結状況
			終結日					
元 (個) 19	労 (正)	医療、福祉	R元.12.13	40	1	(公)船越 (労)平野 (使)天野 (R元.12.18)	退職勧奨に係る調整	打切り
			R2.1.21					
2 (個) 1	労 (非)	サービス業	R2.1.6	32	1	(公)金原 (公)沼田 (労)小谷 (使)熱田 (R2.1.9)	退職金の支払	解決
			R2.2.6					
2 (個) 2	労 (非)	医療、福祉	R2.1.21	151	1	(公)船越 (労)山崎 (使)松村 (R2.1.24)	解雇予告手当相当額及び精神的慰謝料の支払	解決
			R2.6.19					
2 (個) 3	労 (正)	サービス業	R2.1.29	57	1	(公)石井 (労)森 (使)渡部 (R2.1.30)	休職期間中の給与相当額の支払	解決
			R2.3.25					
2 (個) 4	労 (非)	情報通信業	R2.2.18	35	0	(公)金原 (労)本原 (使)金田 (R2.2.21)	復職	打切り (辞退)
			R2.3.23					
2 (個) 5	労 (正)	サービス業	R2.3.3	136	1	(公)村上 (労)小谷 (使)天野 (R2.3.4)	1 復職 2 損害賠償相当額及び解決金の支払	解決
			R2.7.16					
2 (個) 6	労 (正)	卸売業、小売業	R2.3.10	105	1	(公)船越 (労)山崎 (使)熱田 (R2.3.13)	精神的、身体的苦痛に対する謝罪及び解決金の支払	解決
			R2.6.22					

事件番号	申請	業種	申請受付日	係属日数	調整回数	あっせん員 (指名年月日)	あっせんを求める事項	終結状況
			終結日					
2 (個) 7	労 (非)	医療、福祉	R2.4.3	91	1	(公) 村上 (労) 本原 (使) 松村 (R2.4.10)	1 パワハラに係る謝罪 2 労災申請の手續に係る協力 3 休職期間の給与及び精神的苦痛に対する慰謝料の支払	打切り
			R2.7.2					
2 (個) 8	労 (非)	サービス業	R2.5.7	61	1	(公) 金原 (労) 平野 (使) 熱田 (R2.5.19)	経済的、精神的損害に対する補償金	解決
			R2.7.6					
2 (個) 9	労 (正)	卸売業、小売業	R2.6.22	15	0	(公) 船越 (労) 山崎 (使) 天野 (R2.6.24)	1 会社都合退職の離職票の発行 2 撤廃した住宅手当の支給	打切り (辞退)
			R2.7.6					
2 (個) 10	労 (非)	医療、福祉	R2.11.17	31	1	(公) 金原 (労) 小谷 (使) 渡部 (R2.11.20)	異動要請の撤回	解決
			R2.12.17					
2 (個) 11	労 (正)	医療、福祉	R2.12.16			(公) 石井 (労) 山崎 (使) 天野 (R2.12.17)	1 職責者による監視及び呼び出しての一方的な話し合いを止めること 2 退職勧奨の撤回	翌年へ繰越し
2 (個) 12	労 (正)	卸売業、小売業	R2.12.22			(公) 沼田 (労) 小谷 (使) 酒寄 (R2.12.24)	1 退職条件の調整 2 傷病手当申請への協力	翌年へ繰越し

(注) ・申請欄の(正)は正社員からの申請、(非)は非正規雇用労働者からの申請を示している(被申請者の場合を含む)。

・業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し記載した。

### 第3節 不当労働行為事件の審査

#### 1 概要

令和2年中の不当労働行為事件の新規申立て件数は2件で、取扱件数は前年からの繰越し2件と合わせて4件である。そのうち1件が終結（関与和解）し、3件が翌年への繰越しとなった。

当委員会では、審査期間の目標を「1年3月以内」としている。令和2年中の終結事件の処理日数は、418日となっており、目標期間内で終結している。

(1) 不当労働行為事件の取扱件数 (単位：件)

区 分		年					
		28年	29年	30年	元年	2年	
係 属 事 件	前年からの繰越し	—	—	3(0)	1(0)	2(0)	
	新規申立て	4(3)	4(0)	1(0)	2(0)	2(1)	
	合 計	4(3)	4(0)	4(0)	3(0)	4(1)	
終 結 事 件	取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ	1		1		
		和 解	無関与	1			
			関 与	2	1	1	1
	命 令 ・ 決 定	全 部 救 済			1		
		一 部 救 済					
		棄 却					
		却 下				1	
	合 計		4	1	3	1	
	翌年への繰越し		0	3	1	2	3

(注)・( ) は合同労組からの申立てであり、内数である。

## (2) 終結事件の平均処理日数

(単位：日)

区 分		年					
		28年	29年	30年	元年	2年	
取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ	77	—	443	—	—	
	和 解	無関与	184	—	—	—	—
		関 与	148	297	482	—	418
命 令 ・ 決 定	全 部 救 済	—	—	266	—	—	
	一 部 救 済	—	—	—	—	—	
	棄 却	—	—	—	—	—	
	却 下	—	—	—	361	—	
総 平 均		139	297	397	361	418	



## 2 不当労働行為事件一覧

事件番号	業種等	法7条該当号	救済申立内容	申立て 審査の実施状況 終結 処理日数	担当
元 (不) 1	業種：医療、福祉 従業員数：1,035人	2,3	1 広報誌の記事を加筆修正すること 2 経営再建プランを労使合意なく、一方的に職員に説明・流布しないこと	申立て 元. 10. 17 調査 6 (5) 回 和解 2 (2) 回 終結 2. 12. 7 4 1 8 日	公 船越 沼田 労 本原 小谷 海老原 使 渡部 熱田
元 (不) 2	業種：医療、福祉 従業員数：150人	2,3	1 団体交渉の実施 2 組合活動の報告を強要する等の支配介入を止めること 3 謝罪文の掲示 4 申立外組合への加入勧奨の禁止 5 申立外組合の組合員の団体交渉への同席禁止 6 申立人組合を誹謗中傷する文書の撤去及び掲出禁止	申立て 元. 11. 27 調査 6 (6) 回 和解 1 (1) 回	公 石井 金原 労 山崎 森 太田 使 金田 松村 熱田 天野
2 (不) 1	業種：医療、福祉 従業員数：10人	1,2	1 原職復帰及びバックペイ 2 団体交渉承諾	申立て 2. 4. 15 調査 3 (3) 回	公 沼田 労 平野 小谷 使 渡部 天野
2 (不) 2	業種：公務 従業員数：1,579人	1,3	1 3回の配転命令の撤回 2 謝罪文の交付及び掲示	申立て 2. 11. 30 調査 0 (0) 回	公 村上 労 山崎 海老原 使 熱田 酒寄

- (注) ・ 業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し、記載した。  
 ・ 従業員数は申立て時点における概数である。  
 ・ 審査の実施状況の欄中、調査△(□)回は、申立てからの通算実施回数を△回、元年中の実施回数を(□)回と表示している。  
 ・ 処理日数は、申立てから終結までの通算日数である。

## 第4節 再審査・行政訴訟事件

### 1 再審査事件概要

平成30年（不）第1号事件については、令和元年、当委員会の却下決定に対し、申立人が再審査申立てを行った。

令和2年、中央労働委員会が一部却下、一部棄却命令を発したところ、再審査申立人は、これを不服として取消訴訟を提起し、現在、東京地方裁判所に係属中である。

### 2 行政訴訟事件概要

#### (1) 係属事件 1件（忌避申立却下決定取消等請求控訴事件）

##### ア 訴訟提起の経緯

平成30年（不）第1号事件に係る公益委員忌避申立ての却下決定を不服として、平成30年10月、申立人が行政訴訟（却下決定の取消し等を求める抗告訴訟及び仮の義務付けの申立て）を千葉地裁に提起した。

##### イ 行政訴訟の経過

###### (ア) 第一審

- ・千葉地裁平成30年（行ウ）第24号忌避申立却下決定取消等請求事件
- ・千葉地裁平成30年（行ク）第18号仮の義務付け申立事件

訴訟提起（申立て） 平成30年10月22日

原告（申立人） 国鉄動力車労働組合総連合外10名

被告（相手方） 千葉県（処分行政庁 千葉県労働委員会）

訴訟経過 口頭弁論4回

令和元年10月29日判決言渡し及び決定（いずれも却下）

###### (請求の趣旨の要旨)

- 1 被告が2018年9月27日付で原告らに対して行った審査委員に対する忌避申立てを却下する旨の決定を取消す。
- 2 被告は原告らと訴外東日本旅客鉄道株式会社との間の不当労働行為救済申立事件（平成30年（不）第1号）につき、原告らの行った審査委員に対する忌避申立てを認容する決定をせよ。
- 3 被告は前1、2項の判決確定までの間、前項記載の不当労働行為救済命令申立事件の審査の手続を中止せよ。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

###### (申立の趣旨の要旨)

- 1 相手方は、千労委平成30年（不）第1号不当労働行為事件につき、本案事件の判決の確定までの間、審査の手続を中止せよ。
- 2 申立費用は相手方の負担とする。

###### (原告（申立人）主張の要旨)

当該審査委員は違法な審査指揮及び著しく偏頗な審査指揮を行っており、同審査

委員には忌避事由がある。したがって、同審査委員に対する忌避事由がないとした忌避申立却下決定は取り消され、新たに忌避申立てを認容する決定をすべきである。

同審査委員が加わったまま不当労働行為事件の救済申立てが却下されれば重大な損害が発生するから、本案事件の判決の確定までの間、審査の手続は中止すべきである。

(被告（相手方）主張の要旨)

忌避申立却下決定は審査手続についての決定であり、行政訴訟の対象となるものではない。

(判決主文)

- 1 本件各訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

(決定主文)

- 1 本件各申立てをいずれも却下する。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

(イ) 控訴審

- ・東京高裁令和元年（行コ）第320号忌避申立却下決定取消等請求控訴事件

控訴提起 令和元年11月11日

控訴人 国鉄動力車労働組合総連合外10名

被控訴人 千葉県（処分行政庁 千葉県労働委員会）

訴訟経過 口頭弁論1回

令和2年11月12日判決言渡し（控訴棄却）

(控訴の趣旨の要旨)

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人が2018年9月27日付で控訴人らに対して行った審査委員に対する忌避申立てを却下する旨の決定を取消す。
- 3 被控訴人は控訴人らと訴外東日本旅客鉄道株式会社との間の不当労働行為救済申立事件（平成30年(不)第1号）につき、控訴人らの行った審査委員に対する忌避申立てを認容する決定をせよ。
- 4 被控訴人は前1、2の判決確定までの間、不当労働行為救済命令申立事件の審査の手続を中止せよ。
- 5 訴訟費用は1、2審を通じ被控訴人の負担とする。

(判決主文)

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は控訴人らの負担とする。

(2) 緊急命令申立事件

令和2年中にはなかった。

### 3 確定命令不履行通知

令和2年中にはなかった。

### 4 再審査・行政訴訟事件一覧

事件番号 業種	初 審	再 審	地 裁	高 裁	最高裁
平成30年(不)第1号事件 業種：鉄道業	30. 5. 28申立て	元6.5 労・申立て 元(不再)23号	2.7.22 労・提起 2(行ウ)290号		
	元 5. 14 決定 【却下】	2. 2. 19 命令 【却下・棄却】			
公益委員忌避申立事件 (基本事件) 平成30年(不)第1号事件 業種：鉄道業	30. 9. 10 労・申立て	/	30.10.22提起 千葉地裁 30(行ウ)24号	元.11.11控訴 東京高裁 元(行コ)320号	/
			30.10.22申立て 千葉地裁 30(行ク)18号		
	30. 9. 27 決定 【却下】		元10.29 30(行ウ)24号 判決【却下】 30(行ク)18号 決定【却下】	2.11.12 元(行コ)320号 判決【棄却】	

## 第5節 労働組合の資格審査

令和2年中に申請のあった労働組合の資格審査は20件であり、申請理由は、「不当労働行為救済申立て」が2件、「法人登記」が11件、「労働者委員候補者推薦」が7件である。(第1表)

これらに前年からの繰越し2件を含めた22件について審査を実施したところ、労働組合法第2条及び第5条の要件を充足し、適法な組合と決定されたものは18件、不当労働行為救済申立ての取下げ等に伴い審査を終了したものは1件で、3件は翌年への繰越しとなった。(第2表)

### 第1表 資格審査の申請状況

(単位：件)

申請理由別	年				
	28年	29年	30年	元年	2年
不当労働行為救済申立て	5	6	1	2	2
法人登記	3	3	3		11
労働者供給事業					
労働者委員候補者推薦	7		7		7
合計	15	9	11	2	20

### 第2表 資格審査の決定状況

(単位：件)

申請理由別	年	2年			計
		適合	不適合	取下等	
不当労働行為救済申立て				1 (1)	1 (1)
法人登記		11			11
労働者供給事業					0
労働者委員候補者推薦		7			7
合計		18	0	1 (1)	19 (1)

(注)・( )は前年からの繰越しであり、内数である。

## 第6節 無料労働相談会

### 1 概要

当委員会では、労使紛争の予防や早期解決の一助にするとともに、相談会の広報を通じて労働委員会制度の周知を図るために、労働組合、労働者、使用者を対象として、労使の委員がともに同席し、直接相談に応じる「無料労働相談会」を実施している。

### 2 実施状況

開催日時	場 所	相談者	相 談 員	主な相談内容
10月17日(土) 午後1時から 5時	千葉県庁南庁舎 労働委員会	労働者側 1組	(労)山崎委員 (使)酒寄委員	・パワハラ及び配転強要について
10月31日(日) 午後1時から 5時	船橋FACE	労働者側 3組	(労)平野委員 海老原委員 (使)熱田委員 平川委員	・職場の人間関係について ・退職について ・先輩社員の指導方法・態度について

## 第7節 会 議

### 1 概 要

労働委員会の会議は、労働委員会規則第3条に規定されており、委員全員で行う総会（第1項第1号）、公益委員全員で行う公益委員会議（同項第2号）、その他必要に応じて開催する調停委員会及び仲裁委員会等（同条第2項）がある。

また、これらの会議のほかに、労働委員会相互の連絡を密にし、事務処理の必要な統一と調整を図るため、全国及び地域別の連絡協議会等が設けられている。（労働委員会規則第86条）

### 2 総 会

総会は、労働委員会の最高機関というべきものであって、労働委員会規則第5条に規定する付議事項のほか、委員会の業務全般の運営について協議する会議であり、全委員が出席して開催される。

なお、総会に付議される事項は次のとおりである。

- (1) 労働協約の地域的な一般的拘束力の適用の決議に関する事項
- (2) あっせん員候補者の委嘱及び解任に関する事項
- (3) 臨時のあっせん員の委嘱に関する事項
- (4) 調停及び仲裁の開始に関する事項
- (5) 会長及び会長代理の選挙並びに委員の罷免に関する事項
- (6) 労働組合法第22条の強制権限の行使に関する事項
- (7) 都道府県労委規則の制定及び改廃に関する事項
- (8) 特別調整委員の設置、定数及び任期又は罷免に関する事項
- (9) その他会長が必要と認める事項

当年中に開催された総会は、1月23日に開催された第1737回総会から12月24日に開催された第1754回総会までの18回であり、その開催状況は次のとおりである。

なお、4月13日、23日及び5月11日についても総会を予定していたが、4月7日から5月25日まで新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく緊急事態宣言が発出され、千葉県においては、同法の規定による外出自粛要請等が行われ、「人との交わりを低減する取組みを今まで以上に強力に推進する」ことが方針として示されていたこと等を踏まえて不開催とした。

総会開催状況

(令和2年1月～12月)

回	開催期日	議 題
1737	1月23日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和2年(個)第1号事件の申請について</p> <p>(2) 令和2年(個)第2号事件の申請について</p> <p>(3) 令和元年(個)第14号事件の終結について</p> <p>(4) 令和元年(個)第18号事件の終結について</p> <p>(5) 令和元年(個)第19号事件の終結について</p> <p>(6) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(7) 審査事件の状況について</p> <p>(8) 令和元年中の不当労働行為事件の審査、労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんの実施状況の公表について</p>
1738	2月13日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和2年(個)第3号事件の申請について</p> <p>(2) 令和2年(個)第1号事件の終結について</p> <p>(3) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(4) 審査事件の状況について</p> <p>(5) 公益委員会議について</p>
1739	2月27日	<p>(付議事項)</p> <p>(1) 千葉県労働委員会が保有する行政文書管の開示等に関する規則の一部改正について</p> <p>(2) 千葉県労働委員会行政文書管理規則の一部改正について</p> <p>(3) 千葉県労働委員会行政文書規程の一部改正について</p> <p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和2年(個)第4号事件の申請について</p> <p>(2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(3) 審査事件の状況について</p>
1740	3月23日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和2年(個)第5号事件の申請について</p> <p>(2) 令和2年(個)第6号事件の申請について</p> <p>(3) 令和2年(あ)第1号事件の申請について</p> <p>(4) 争議行為の予告及び争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(5) 審査事件の状況について</p>



回	開催期日	議 題
1741	5月28日	<p>(付議事項)</p> <p>(1) あっせん員候補者(委員以外の職にある者)の解任及び委嘱について</p> <p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和2年(あ)第2号事件の申請について</p> <p>(2) 令和2年(個)第7号事件の申請について</p> <p>(3) 令和2年(個)第8号事件の申請について</p> <p>(4) 令和2年(個)第3号事件の終結について</p> <p>(5) 令和2年(個)第4号事件の終結について</p> <p>(6) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(7) 審査事件の状況について</p> <p>(8) 公益委員会議について</p> <p>(参与委員の申出)</p> <p>(1) 新規の不当労働事件に係る労使の参与委員の申出について</p>
1742	6月25日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和2年(個)第9号事件の申請について</p> <p>(2) 令和2年(あ)第2号事件の終結について</p> <p>(3) 令和2年(個)第2号事件の終結について</p> <p>(4) 令和2年(個)第6号事件の終結について</p> <p>(5) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(6) 審査事件の状況について</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 無料労働相談会の開催について</p>
1743	7月9日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和2年(個)第7号事件の終結について</p> <p>(2) 令和2年(個)第8号事件の終結について</p> <p>(3) 令和2年(個)第9号事件の終結について</p> <p>(4) 争議行為の予告及び争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(5) 審査事件の状況について</p>
1744	7月20日	<p>(付議事項)</p> <p>(1) 第48期千葉県労働委員会会長選挙について</p> <p>(2) 第48期千葉県労働委員会会長代理選挙について</p>

回	開催期日	議 題
1745	7月20日	<p>(付議事項)</p> <p>(1) あっせん員候補者(委員以外の職にある者)の解任及び委嘱について</p> <p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和2年(あ)第1号事件の終結について</p> <p>(2) 令和2年(個)第5号事件の終結について</p> <p>(3) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(4) 審査事件の状況について</p> <p>(5) 公労使幹事委員の選任について</p> <p>(6) 不当労働行為事件に係る審査委員及び参与委員について</p> <p>(7) 労働組合資格審査に係る担当審査委員について</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 令和2年度各種会議の出席者について</p>
1746	8月27日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和2年(あ)第3号事件の申請及び終結について</p> <p>(2) 令和2年(あ)第4号事件の申請について</p> <p>(3) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(4) 審査事件の状況について</p> <p>(意見交換)</p> <p>(1) 第145回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題等について</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 令和2年度各種会議等の出席者について</p>
1747	9月7日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(2) 審査事件の状況について</p>
1748	9月24日	<p>(付議事項)</p> <p>(1) 今後の労働委員会の在り方検討小委員会及び作業チームのまとめ等についての意見照会について</p> <p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和2年(あ)第5号及び第6号事件の申請について</p> <p>(2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(3) 審査事件の状況について</p> <p>(4) 公益委員会議について</p>
1749	10月12日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(2) 審査事件の状況について</p>

回	開催期日	議 題
1750	10月22日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 争議行為の予告及び争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(2) 審査事件の状況について</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 第145回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の報告について</p> <p>(2) 第1回無料労働相談会の結果について</p>
1751	11月9日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染拡大への対応等に係る労働委員会規則の改正について</p> <p>(2) 令和2年(あ)第7号事件の申請について</p> <p>(3) 令和2年(あ)第5号事件の経過について</p> <p>(4) 審査事件の状況について</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 第2回無料労働相談会の結果について</p>
1752	11月30日	<p>(付議事項)</p> <p>(1) 労働委員会規則の一部を改正する規則の施行について</p> <p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和2年(あ)第5号事件の終結について</p> <p>(2) 令和2年(あ)第6号事件の終結について</p> <p>(3) 令和2年(あ)第7号事件の終結について</p> <p>(4) 令和2年(個)第10号事件の申請について</p> <p>(5) 争議行為の予告及び争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(6) 審査事件の状況について</p> <p>(7) 公益委員会議について</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 労働争議のあっせん及び個別的労働争議のあっせんの開催日時について</p>
1753	12月10日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(2) 審査事件の状況について</p> <p>(参与委員の申出)</p> <p>(1) 新規の不当労働行為事件に係る労使の参与委員の申出について</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 労働争議のあっせん及び個別的労使紛争のあっせんの開催日時について</p> <p>(2) 令和3年度総会日程について</p>

回	開催期日	議 題
1754	12月24日	(報告事項) (1) 令和2年(個)第10号事件の終結について (2) 令和2年(個)第11号事件の申請について (3) 令和2年(個)第12号事件の申請について (4) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (5) 審査事件の状況について (その他) (1) 労働争議のあっせん及び個別的労使紛争のあっせんの開催日時について

### 3 公益委員会議

公益委員会議は、労働委員会規則第9条第1項に規定する付議事項について協議する会議であり、公益委員が出席して開催される。

公益委員会議に付議される事項は、次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格に関する事項
- (2) 不当労働行為に関する事項
- (3) 労働関係調整法第42条の規定による請求に関する事項
- (4) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定及び告示に関する事項
- (5) その他会長が必要と認める事項

当年中に開催された公益委員会議は、1月23日に開催された第1662回公益委員会議から12月24日に開催された第1667回公益委員会議までの6回であり、その開催状況は次のとおりである。

なお、5月11日の公益委員会議は、緊急事態宣言（4月7日から5月25日まで）が発出されたことを踏まえ、感染症防止対策として一部の委員がウェブシステムによって会議に参加する形式で開催した。

公益委員会議開催状況

(令和2年1月～12月)

回	開催期日	議 題
1662	1月23日	(付議事項) (1) 東京高裁令和元年(行コ)第320号忌避申立却下決定取消等請求控訴事件に係る指定代理人の指定について
1663	3月23日	(付議事項) (1) 不当労働行為事件の審査等に関する公益委員会議決定事項の一部改正について
1664	5月11日 【ウェブ併用】	(付議事項) (1) 労働者委員候補者推薦に係る労働組合資格審査について (2) 東京高裁令和元年(行コ)第320号忌避申立却下決定取消等請求控訴事件に係る指定代理人の解除及び指定について
1665	9月7日	(意見交換) (1) 令和2年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の議題について
1666	11月9日	(付議事項) (1) 法人登記に係る労働組合審査について
1667	12月24日	(付議事項) (1) 不当労働行為事件の審査に関する公益委員会議決定事項の一部改正について

#### 4 連絡協議会及び連絡会議

各種連絡会議は、労働委員会相互の連絡を緊密にし、法の解釈、運用、事務処理について必要な調整と統一を図るために、全国又は地域別に開催されている。

##### <全国・広域>

##### (1) 第 75 回全国労働委員会連絡協議会総会

- ・期 日 11 月 19 日～20 日
- ・開催方法 ウェブ
- ・議 題 1 同一労働者からの複数回にわたり申請される個別労働紛争あっせんへの対応について
- 2 労働委員会における IT 化に向けた取組等について
- 3 不当労働行為事件の偏在に伴う課題への対応策について

##### (2) 全国労働委員会会長連絡会議

- ・中止

##### (3) 全国労働委員会事務局長連絡会議

- ・中止

##### (4) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

- ・期 日 11 月 26 日 午前
- ・開催方法 ウェブ
- ・議 題 1 新型コロナウイルス感染防止に配慮した審査の実施について
- 2 今後の労働委員会の在り方検討について

##### (5) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

- ・期 日 11 月 26 日 午後
- ・開催方法 ウェブ
- ・議 事 1 中央労働委員会事務局からの説明(調整業務の運営について)
- 2 都道府県労働委員会からの業務報告
- ・講 演 「同一労働同一賃金について」

##### <関東ブロック>

##### (1) 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会(第 144 回)

- ・開催方法 書面
- ・主 催 県 新潟県
- ・議 題 法令違反行為の告発と正当な組合活動について
- ・協議事項 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の活性化に係る協議事項の提案について

(2) 関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議(第 83 回)

- ・開催方法 書面
- ・主催 県 新潟県
- ・議題 団交拒否事件の結審後に事情変更が生じた場合の対応について

(3) 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会(第 145 回)

- ・期 日 10 月 19 日
- ・開催方法 書面及びウェブ
- ・主催 県 神奈川県
- ・議題 1 調整事件として申請可能な事件を不当労働行為(2 号事件)として申立てされた場合の対応について【書面】  
2 新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組状況下など非常時における調査・審問や総会等への対応について【書面】
- ・協議事項 1 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の活性化に係る協議事項の提案について(その 1)【ウェブ】  
2 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の活性化に係る協議事項の提案について(その 2)【ウェブ】

(4) 関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議(第 84 回)

- ・中止

(5) 関東ブロック労働委員会会長連絡会議

- ・中止

< 14 都道府県 >

(1) 14 都道府県労働委員会公益委員会議

- ・開催方法 書面
- ・主催 県 千葉県
- ・議題 1 被申立人の法人格に係る確認の有無について  
2 不当労働行為救済申立に伴う資格審査において、組合の資格に疑義がある場合の対応について  
3 総会及び公益委員会議を WEB 会議方式で開催した場合の定足数及び議決権について

(2) 第 34 回 14 都道府県労働委員会使用者委員会議

- ・開催方法 書面
- ・主催 県 宮城県
- ・議題 1 和解協議における成功事例、困難事例  
2 中央労働委員会からの報告
- ・特別講演 「労働事件あれこれ～労働委員会今昔物語～」



《参考》取扱事件数

表1 労働争議調整事件取扱件数年次推移

(昭和22年～令和2年)

年	件数	前年からの繰越件数 (a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数
昭和	22	—	6 (4)	6 (4)	0
	23	6 (4)	29 (15)	35 (19)	34 (19)
	24	1	22 (6)	23 (6)	23 (6)
	25	0	13 (1)	13 (1)	13 (1)
	26	0	17	17	17
	27	0	10 (1)	10 (1)	10 (1)
	28	0	14 (2)	14 (2)	13 (2)
	29	1	15	16	16
	30	0	16	16	15
	31	1	12	13	13
	32	0	11 (2)	11 (2)	11 (2)
	33	0	14 (2)	14 (2)	14 (2)
	34	0	17	17	17
	35	0	15 (1)	15 (1)	15 (1)
	36	0	14	14	14
	37	0	14 (1)	14 (1)	14 (1)
	38	0	4	4	4
	39	0	5	5	4
	40	1	9	10	10
	41	0	7	7	6
	42	1	8	9	8
	43	1	8 (1)	9 (1)	9 (1)
	44	0	12	12	12
	45	0	15	15	15
	46	0	31	31	31
	47	0	22	22	22
	48	0	25 ①	25 ①	25 ①
	49	0	15	15	15
	50	0	21	21	20
	51	1	26	27	27
	52	0	20	20	19
	53	1	15	16	13
	54	3	15	18	18
	55	0	5	5	5
	56	0	5	5	5
	57	0	13	13	12
	58	1	7	8	8
	59	0	3	3	3
	60	0	14	14	13
	61	1	8	9	9
	62	0	12 (1)	12 (1)	10
	63	2 (1)	8 (1)	10 (2)	9 (2)
平成	元	1	4	5	5
	2	0	0	0	0
	3	0	1	1	1
	4	0	5	5	4
	5	1	6	7	6
	6	1	6	7	7
	7	0	7	7	7
	8	0	4	4	3
	9	1	2	3	3
	10	0	4	4	3
	11	1	8	9	8
	12	1	10	11	8
	13	3	11	14	12
	14	2	23	25	22
	15	3	9	12	11
	16	1	9	10	9
	17	1	3	4	4
	18	0	4	4	4
	19	0	4	4	3
	20	1	15	16	16
	21	0	14	14	13
	22	1	9	10	10
	23	0	10	10	9
	24	1	6	7	5
	25	2	7	9	9
	26	0	6	6	6
	27	0	3	3	1
	28	2	7	9	8
	29	1	6	7	6
	30	1	2	3	3
令和	元	0	1	1	1
	2	0	7	7	1
計			785 (38) ①		779 (38) ①

(注) 表中の括弧内の数字は調停件数、丸付き数字は仲裁件数でいずれも内数

図1 労働争議調整事件新規係属件数年次推移 (昭和22年～令和2年)

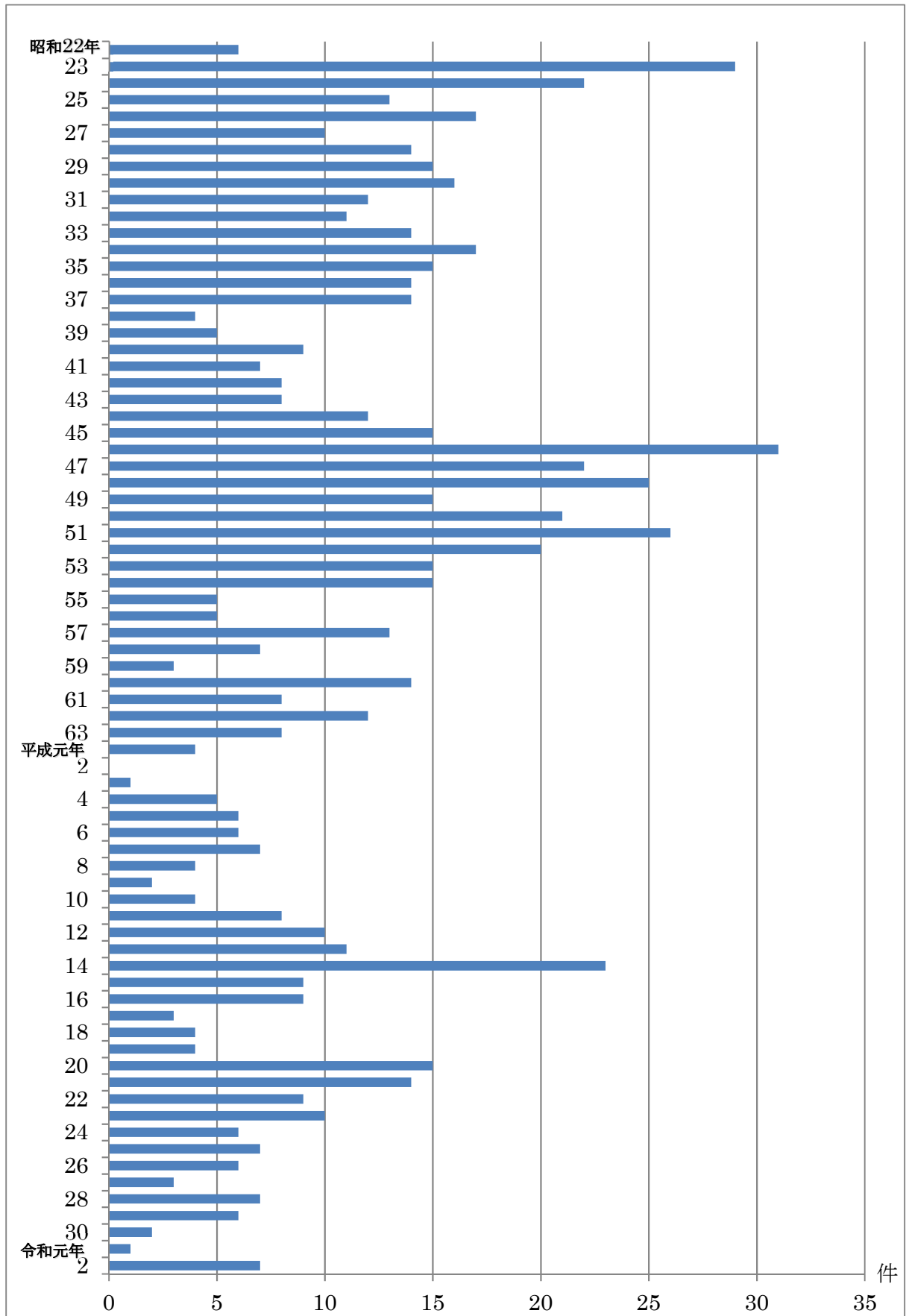


表2 個別的労使紛争のあっせん取扱件数年次推移 (平成14年～令和2年)

年	件数	前年からの 繰越件数(a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数
平成	14	—	2	2	1
	15	1	11	12	11
	16	1	3	4	4
	17	0	4	4	4
	18	0	8	8	8
	19	0	14	14	14
	20	0	14	14	13
	21	1	9	10	10
	22	0	25	25	23
	23	2	24	26	25
	24	1	9	10	10
	25	0	7	7	6
	26	1	3	4	4
	27	0	16	16	15
	28	1	8	9	9
	29	0	12	12	11
	30	1	13	14	5
令和	元	9	19	28	27
	2	1	12	13	11
計			213		211

図2 個別的労使紛争のあっせん新規係属件数年次推移 (平成14年～令和2年)

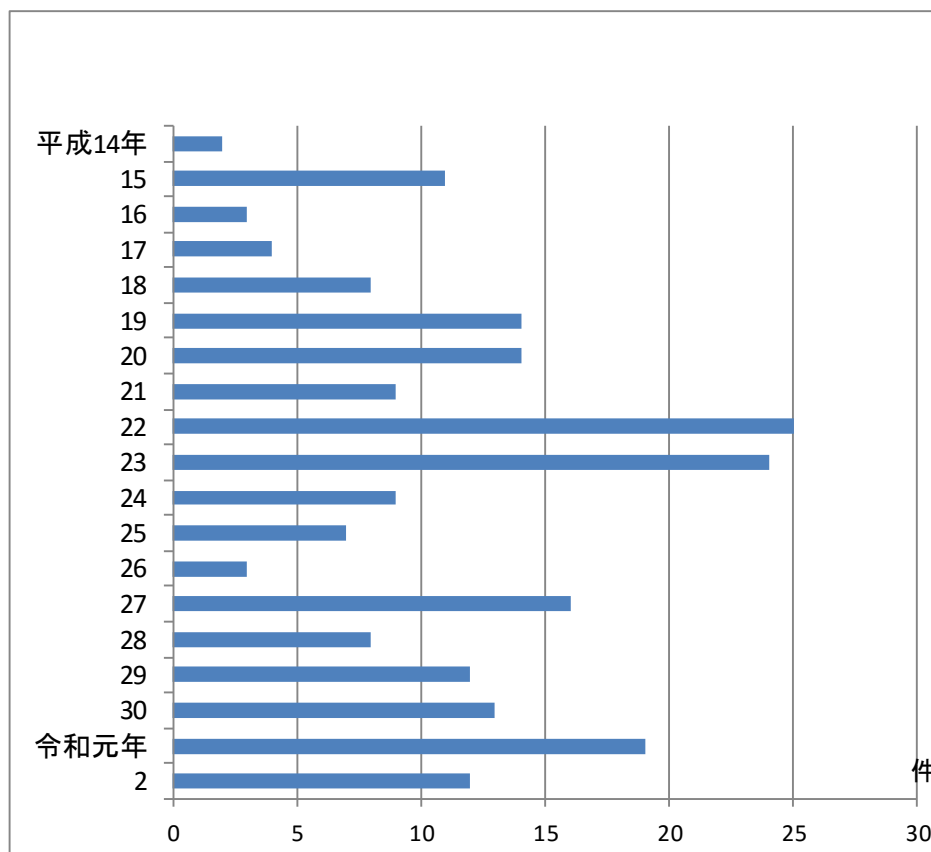


表3 不当労働行為事件取扱件数年次推移 (昭和22年～令和2年)

年	件数	前年からの繰越件数 (a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数
昭和	22	-	10	10	6
	23	4	6	10	9
	24	1	5	6	4
	25	2	10	12	8
	26	4	2	6	6
	27	0	2	2	2
	28	0	4	4	4
	29	0	4	4	3
	30	1	5	6	3
	31	3	5	8	5
32	3	31	34	32	
33	2	6	8	7	
34	1	0	1	1	
35	0	7	7	5	
36	2	9	11	8	
37	3	3	6	4	
38	2	4	6	3	
39	3	1	4	3	
40	1	3	4	2	
41	2	1	3	2	
42	1	8	9	6	
43	3	3	6	3	
44	3	2	5	3	
45	2	6	8	3	
46	5	7	12	7	
47	5	7	12	5	
48	7	5	12	5	
49	7	6	13	10	
50	3	3	6	1	
51	5	8	13	6	
52	7	7	14	6	
53	8	8	16	8	
54	8	4	12	5	
55	7	5	12	6	
56	6	8	14	8	
57	6	13	19	8	
58	11	6	17	5	
59	12	2	14	5	
60	9	4	13	3	
平成	61	10	6	16	6
	62	10	4	14	7
	63	7	15	22	6
	元	16	8	24	8
	2	16	7	23	13
	3	10	6	16	1
	4	15	5	20	1
	5	19	5	24	8
6	16	3	19	6	
7	13	4	17	3	
8	14	4	18	4	
9	14	4	18	4	
10	14	4	18	3	
11	15	8	23	13	
12	10	4	14	7	
13	7	3	10	4	
14	6	6	12	3	
15	9	4	13	5	
16	8	4	12	5	
17	7	4	11	5	
18	6	3	9	7	
19	2	1	3	1	
20	2	4	6	2	
21	4	5	9	4	
22	5	4	9	4	
23	5	6	11	7	
24	4	1	5	5	
25	0	9	9	4	
26	5	5	10	8	
27	2	2	4	4	
令和	28	0	4	4	4
	29	0	4	4	1
	30	3	1	4	3
	元	1	2	3	1
2	2	2	4	1	
計			391		388

图3 不当労働行為事件新規係属件数年次推移（昭和22年～令和2年）

